

阿見町事業継続緊急支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大により売上高が減少している町内事業者の事業の継続を支援するため、阿見町事業継続緊急支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 国、都道府県及び他の市区町村による新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金及び当該給付金に類する給付金等(以下「持続化給付金等」という。)の支給を受けていないこと。
- (2) 町内に主たる事業所を有する法人(令和2年4月1日において、資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満又は従業員数が2,000人以下の法人に限る。以下同じ。)又は個人事業者であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年1月から同年12月までの期間(以下「対象期間」という。)において、売上高の減少の割合が前年同月に比して30%以上50%未満である月があること。
- (4) 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

ア 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客受託営業を行う事業者

ウ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体

エ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体

オ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

カ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条の規定に基づき設立された土地改良区

キ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第2項に規定する土地区画整理組合

2 前項第3号の規定にかかわらず、開業した日から第4条の規定による申請をした日(以下「申請日」という。)までの期間が3か月以上1年1か月未満である事業者(以下「新規開業者」という。)であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、支給対象者とみなす。

(1) 前項第4号に該当すること。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

ア 対象期間のいずれかの月(以下「基準月」という。)の売上高が、その月を含む連続した3か月(申請日の属する月以後の月を除く。以下同じ。)の売上高の平均と比較して30%以上減少していること。

イ 基準月の売上高が、令和元年12月の売上高と比較して30%以上減少し、かつ、当該基準月から起算した3か月の売上高若しくはその見込みが、同年12月の売上高の3倍の額と比較して30%以上減少していること。

ウ 基準月の売上高が、令和元年10月から同年12月までの売上高の平均と比較して30%以上50%未満減少し、かつ、当該基準月から起算した3か月の売上高若しくはその見込みが、同年10月から同年12月までの売上高と比較して30%以上減少していること。

(3) 前年度の年間の事業収入が100万円(前年の事業期間が12月に満たない者にあつては、創業してからの事業収入の月平均が8万円)以上であり、次のいずれかに該当すること。

ア 当該事業による収入がその他の収入を超えている場合。

イ 当該事業が主たる事業であると町長が認める場合。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、法人にあつては20万円、個人事業主にあつては10万円とする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、阿見町事業継続緊急支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 事業を営んでいることを確認できる書類

(3) 事業所の所在地を確認できる書類

(4) 支援金の支給に係る売上高を証する書類

(5) 新規開業者にあつては、開業した日を確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支給決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、支給又は不支給の決定をしたときは阿見町事業継続緊急支援金支給(不支給)決定

通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)に対し、速やかに支援金を支給する。

(支給決定の取消し)

第6条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたとき。
- (2) 国、都道府県及び他の市区町村の持続化給付金等の支給の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が支援金の支給の決定を取り消す必要があると認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、阿見町事業継続緊急支援金支給決定取消通知書(様式第4号)により支給決定者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支給された支援金があるときは、支給決定者に対し、期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この告示の失効日以前に行われた支給の申請に係る手続その他の行為については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。